

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第35条第3項の規定に基づき、本会の事務局に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本会事務局に次に掲げる課、係及びセンターを置く。

(1) 法人運営課

- ア 総務係
- イ 事業係
- ウ こども支援課
- エ 障がい者支援係

(2) 生活相談課

- ア 地域包括支援センター
- イ 生活支援係

(3) 地域福祉推進課

- ア ボランティア市民活動センター

(分掌事務)

第3条 前条に定める課、係及びセンターの分掌事務は、別に定める。

(職名及び特定職名)

第4条 職名及び特定職名は、次のとおりとする。

(1) 職名

ア 事務局職員

参事，事務局長，副参事，事務局長補佐，保育園長，主査，係長，主任，主幹，主事，主事補

イ 保育園職員

園長，事務長，主任保育士，副主任保育士，保育士，事務員，看護師，栄養士，調理員

(2) 特定職名

次長，課長，園長，センター長，所長，主任介護支援専門員，介護支援専門員，保健師，看護師，社会福祉士，生活支援コーディネーター，日常生活自立支援専門員，地域ケアコーディネーター，相談支援専門員，指導員

2 職名及び特定職名について必要がある時には、会長が別に定める。

(職務)

第5条 職員の職務は、それぞれ次のとおりとする。

2 参事は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 事務局長，副参事は会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督すると共に参事を補佐し、参事に事故があるときは、その職務を代理する。

4 事務局長補佐は、事務局長，副参事を補佐し、事務局長，副参事に事故があるときは、

その職務を代理する。

- 5 主査，係長，主任及び主幹等は，上司の命を受け，分担業務を処理する。
- 6 前各項に定める職員以外の職員は，上司の命を受け，分担業務を処理する。
- 7 会計年度任用職員等は，上司の命を受け，分担業務に従事する。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

- 1 この規程は，平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は，平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程は，令和2年4月1日から施行する。